

1. Press Releases/Topics

「地方創生『貿易実務者交流会』～貿易上のリスク回避とトラブル対応～」開催について

当行、岐阜商工会議所、東京海上日動火災保険株式会社は、「地方創生『貿易実務者交流会』～貿易上のリスク回避とトラブル対応～」を以下のとおり開催します。

当行では、海外展示会・商談会の出展サポートや、個別相談窓口の設置対応、輸出戦略策定等のワークショップ等を通じ、近年の地域企業の海外販路開拓・拡大ニーズの高まりに対応しております。本交流会は、企業の貿易実務を担当されている方々や、これから輸出等の貿易取引を検討されている企業の担当者様を対象に、実際に起こった貿易上のトラブル事例などを参考に、各種リスクの回避やトラブルの防止策について、専門家チームが解説やアドバイスを行うことで、海外取引の現場担当者が抱える問題を解決し、企業の円滑な海外展開の一助となることを目的としています。当日は官民の専門家が一体となって貿易実務に関する支援にあたりると同時に、専門家と参加者のネットワーキングの時間も設け、貿易実務に関する日頃の疑問などについて、気軽に相談・情報交換できる機会を提供します。

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

日時	平成 29 年 11 月 27 日(月)14:30～18:00
場所	岐阜商工会議所 1階会議室(岐阜市神田町2丁目2番地)
内容	①専門家チーム(※)の紹介および支援内容の案内 ②ケーススタディ、参加者同士の意見交換、事前質問への専門家からの解説 ③ネットワーキング(軽食を挟みながらの名刺交換会) ※株式会社十六銀行、東京海上日動火災保険株式会社、日本貿易振興機構(JETRO)・岐阜貿易情報センター、株式会社日本貿易保険(NEXI)、岐阜県産業経済振興センター、濃飛倉庫運輸株式会社、しょうぶ法律事務所、税理士法人成和
参加費	無料
定員	15社
申込方法	当行ホームページ掲載の申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの主催団体本支店へご提出いただくか、FAXにてお申込みください。(FAX 058-263-8150)
申込期限	平成 29 年 11 月 15 日(水)
主催	株式会社十六銀行、岐阜商工会議所、東京海上日動火災保険株式会社
後援	日本貿易振興機構(JETRO)・岐阜貿易情報センター、株式会社日本貿易保険(NEXI)、岐阜県産業経済振興センター、濃飛倉庫運輸株式会社、しょうぶ法律事務所、税理士法人成和
問い合わせ先	十六銀行 法人営業部 海外サポート室 TEL 058-266-2693

名古屋三越共催「GIFU. AICHI ハロウィンマルシェ in LACHIC」を開催しました

当行は、本年3月に開催した「MITSUKOSHI×JUROKU BANK GIFUスプリングマルシェ(イオンモール常滑)」に続き、名古屋三越との2回目の共催にて「GIFU.AICHIハインマルシェin LACHIC」を開催しました。

付加価値の高い県産品を数多く有する岐阜県・愛知県の魅力を、東海地区トップの商業集積地であり、プロモーション効果に秀でる「ラシック」において、地域老舗百貨店である名古屋三越と協業して、当行お取引先企業さまの販路拡大支援を行うことにより、地域活性化をはかることを目的に実施したものです。

当行のお取引先企業さまにとっては、三越ブランドの販売力を活用することによって、より多くの消費者にPRできるとともに、その生の声を聞くことによって今後の事業展開・商材開発に活かすことができました。今後、本マルシェでの消費者の反応によっては、名古屋三越のセレクトショップ「エムアイプラザ」をはじめとして三越伊勢丹グループへの販路拡大も可能となります。当行と名古屋三越は、今後も連携・協業し、更なる地方創生の実現を目指します。

問い合わせ先 十六銀行 愛知営業本部 TEL 052-961-8761

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
12月5日 (火) 13:45~15:05	12月4日 (月) 13:30~15:00
12月12日 (火) 13:45~15:05	12月12日 (火) 13:30~15:00
12月19日 (火) 13:45~15:05	12月19日 (火) 13:30~15:00
12月25日 (月) 13:45~15:05	12月25日 (月) 13:30~15:00

(渡辺弁護士/お1人さま20分)

(山口弁護士/お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
12月6日 (水) 13:00~16:00	12月14日 (木) 13:00~16:00
12月21日 (木) 13:00~16:00	

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)	星が丘支店会場
12月7日 (木) 13:00~16:00	12月20日 (水) 13:00~15:30

北長良支店会場
12月13日 (水) 13:00~15:30

(全会場 小野税理士/お1人さま30分)

※9月より、正木支店会場は北長良支店会場に変更となりました。

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 「平成 29 年度知財活用ビジネス交流会」の開催

受付中！【12／1まで】

主催	名古屋商工会議所、一般社団法人愛知県発明協会、公益財団法人あいち産業振興機構、愛知県、名古屋市
内容	我が国の特許は約160万の登録件数のうち、有望な技術でありながら、マーケット規模が小さく事業化を見送った大企業の特許もございます。このような開放特許(他社に供与できる特許)を紹介し、中小企業の新しい製品づくりや既存製品の付加価値向上に活用いただくことを目的としたビジネス交流会を以下の通り開催します。 (1) 講演 講演:「経営課題と知財活用(仮題)」 講師:埼玉県よろず支援拠点 コーディネーター 野口 満 氏 (元本田技研工業株式会社 エグゼクティブエンジニア) (2) 開放特許の紹介 ・富士ゼロックス株式会社 ・本田技研工業株式会社 ・キューピー株式会社 ・東日本旅客鉄道株式会社 ※紹介する開放特許の内容は愛知県発明協会のホームページ(http://aichihatsumei.oos.jp/)をご覧ください。 (3) 個別相談会(14時35分～16時30分で、(2)開放特許の紹介と同時開催) ※参加申込と併せて事前にお申込みください。
日時	平成29年12月11日(月)13時30分～16時30分
場所	名古屋商工会議所 2階ホール 名古屋市中区栄二丁目10番19号
対象	大企業の開放特許を活用した自社製品開発・新事業創出に関心のある中小企業の経営者、知財担当者等
参照サイト	名古屋商工会議所 産業振興部 知的財産グループ http://www.nagoya-cci.or.jp/event/eventdisp.php?event_id=1710240002

➤ 「新ビジネス展開応援セミナー」の開催の開催

受付中！【12／6まで】

主催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
内容	岐阜県産業経済振興センターでは、「新規事業・新サービスの立ち上げ」、「成長分野への業態転換・多角化」、「新アイデア・新商品の開発」など新しいビジネスに取り組む中小企業等を支援しています。 今回のセミナーでは、これから新しいビジネスを立ち上げようとお考えの企業にとって役立つ内容となる、地方で成功する新ビジネスの秘訣について紹介します。 ■第1部 演題:「地方で伸びているビジネスと経営者～カリスマファンドマネージャーからみた成功の秘密」 講師:レオス・キャピタルワークス株式会社 代表取締役社長・最高投資責任者 藤野 英人 氏 ■第2部 演題:「地方で成功する新ビジネス～課題解決型ビジネスのコツ」 講師:株式会社グローバルママ・ゲートウェイ 代表取締役 矢上 清乃 氏
日時	平成 29 年 12 月 15 日(金)14 時 00 分～16 時 15 分
場所	岐阜グランドホテル 岐阜県岐阜市長良 648 番地
対象	県内に事業所を有する新ビジネス展開を考えている事業者
参加費	無料
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部振興課 http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11352/shin-busuiness-seminar.html

▶ 平成 29 年度下請取引適正化推進講習会の開催

受付中!

主催	中部経済産業局
内容	<p>中小企業庁と公正取引委員会では、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、普及・啓発事業を実施しています。この一環として、「下請代金支払遅延等防止法」及び「下請中小企業振興法」の周知徹底を図るため、講習会を開催いたします。</p> <p>親事業者と下請事業者との取引については、親事業者による優越的地位の濫用行為を規制するため、「下請代金支払遅延等防止法」において親事業者(発注者)の義務や禁止行為などのルールが細かく定められているほか、「下請中小企業振興法」においては、下請中小企業の振興を図るための基準が定められています。本講習会においては、テキストを用いて、法律の概要を説明いたします。</p>
日時	平成 29 年 11 月 20 日(月) 13 時 30 分～17 時 00 分
場所	名古屋サンスカイルームA室 愛知県名古屋市中区錦 1-18-22
定員	300 名
参加費	無料
参照サイト	中部経済産業局 産業部 中小企業課 下請代金検査官室 http://www.chubu.meti.go.jp/c74shitaue/oshirase/171002shitaue_setsumeikai2017.html

▶ 「訪日ユダヤ人旅行者に対応した受入環境推進セミナー」の開催

受付中!

主催	中部運輸局観光部・北陸信越運輸局観光部
内容	<p>昇龍道エリアでは、イスラエルをはじめとしたユダヤ人旅行者が増加しておりますが、旅行者の受入にあたっての環境は十分に整っておらず、受入環境の整備が急務となっております。本セミナーは、日本イスラエル親善協会の協力の下、学識者やユダヤ人旅行者の受入を行っている旅行会社・施設・自治体関係者の方にご登壇いただき、参加者との意見交換等を通じて、ユダヤ人旅行者の受入に向けた理解の促進と受入環境整備の推進を図ることを目的としています。</p> <p>■第1部 基調講演(13:40～14:55)</p> <p>(1)演 題:ユダヤ教に関する基礎知識 講 師:愛知教育大学 社会科教育講座 教授 黒川 知文 氏</p> <p>(2)演 題:ユダヤ人旅行者の動向・受入対応の状況 講 師:株式会社日本の窓 代表取締役 アヴィ・ルガシ 氏</p> <p>■第2部 パネルディスカッション(15:10～15:55) テーマ:「ユダヤ人旅行者の動向」、「宿泊・飲食にあたる対応・おもてなし」</p> <p>■質疑応答 ※本セミナーでは事前に参加者の皆様からのご質問を承ります。</p>
日時	平成 29 年 11 月 22 日(水) 13 時 30 分～16 時 00 分
場所	高山市民文化会館 4-7 号室(高山市昭和町 1-188-1)
参加費	無料
対象者	ユダヤ人旅行者の受入をお考えの方(宿泊施設、飲食関連事業者、観光施設、商業施設、旅行会社、交通事業者、自治体 等)、インバウンド全般に関心のある方
参照サイト	中部運輸局観光部 http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/press/pdf/kankou2017092901.pdf
申込方法	申込書に必要事項をご記入のうえ、 <u>法人営業部 地域開発グループ</u> までFAX (058-263-8150)にてお申込みください。

3. 経営教室

国際税務教室

DDP 条件で輸入する場合の輸入消費税の仕入税額控除

指定仕向地を自社倉庫等とした DDP 条件で輸入をする場合、保税地域からの引き取りに係る消費税（以下、「輸入消費税」とします）の仕入税額控除の適用について迷う場合が少なくありません。

DDP 条件とはインコタームズの規則の一つであり、「関税込持込渡」と訳されるように、売主が指定仕向地まで物品を運ぶことに伴う一切の費用と危険を負担し、かつ輸出だけでなく、輸入のためにも物品を通関する手続きを遂行する義務を負うものとされます。その際、輸入に際して支払われる付加価値税その他の税金は、売買契約において明示的に別段の合意がない場合には、売り主が負担するものとされます。

DDP 等といったインコタームズの規則は所有権の移転を定めるものではないため、貨物の売主から買主への所有権の移転は当事者の契約によることとなります。したがって、輸入した貨物の所有権が保税地域からの引き取り前に移転される場合には、DDP 条件で輸入を行うことにより、輸入消費税の支払いを売主が行っているとしても、買主が課税貨物を保税地域から引き取る者であることから、買主の名義にて輸入申告及び輸入消費税申告を行い、輸入許可通知書の保存をすることにより、輸入消費税は買主の仕入税額控除の対象となります。

他方、課税貨物の所有権が保税地域から引き取られた後に移転する場合には、課税貨物を保税地域から引き取る者は売主となります。売主は日本に本店又は主たる事務所を有しない法人であることから、税関事務代理人及び納税管理人を選任し輸入申告及び輸入消費税の申告を行うことになり、その場合における輸入消費税は売主の仕入税額控除の対象となります。

国内税務教室

配偶者控除と配偶者特別控除の見直しの影響

平成 30 年分以後の所得税につき、配偶者控除及び配偶者特別控除について大幅な改正が行われています。月々の給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、配偶者と扶養親族の合計数等に応じて計算されますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。そのため月々の源泉徴収事務と年末調整事務も変わる点に留意する必要があります。

月々の源泉徴収において控除対象とする配偶者を、従来は「控除対象配偶者」としておりましたが、これが「源泉控除対象配偶者」に改められました。「源泉控除対象配偶者」とは、合計所得金額が 900 万円（給与所得のみの場合、年収 1,120 万円）以下の給与所得者と生計を一にする所得が 85 万円（給与所得のみの場合、年収 150 万円）以下の配偶者とされます。配偶者の所得制限枠が 38 万円（給与所得のみの場合、年収 103 万円）から 85 万円に拡大する一方で、給与所得者の所得に制限が加えられたこととなります。この「源泉控除対象配偶者」については、月々の源泉徴収から年末調整での 2 段階の対応となります。

一方で合計所得金額が 900 万円超 1,000 万円（給与所得のみの場合、年収 1,220 万円）以下の給与所得者の配偶者で、その合計所得金額が 38 万円超 123 万円（給与所得のみの場合、年収 201 万 6 千円）以下のもの、又は、合計所得金額が 900 万円以下の給与所得者の配偶者で、その合計所得金額が 85 万円超 123 万円以下のもの、つまり源泉控除対象配偶者以外の配偶者については年末調整で対応して所得控除をすることとなります。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

筋収縮による健康効果の発現メカニズムを解明し、
運動模倣薬・食品の開発を！

運動すると、なぜ健康に良いのか。自分の意思で動かすことができる骨格筋（随意筋）が収縮するとき、どのようなことが体の中で起こっているのか。麻酔下の動物への電気刺激による筋収縮モデルを独自に作成し、筋収縮による生体適応メカニズムを解明している小笠原理紀准教授。運動による筋収縮をきっかけに骨格筋から分泌される物質が全身に作用し、健康増進や疾患予防などの効果が発現する過程を解き明かすことで、運動の効果を高める食品や、運動ができない人にも有効な運動効果を模倣する薬剤の開発を目指している。

◇サルコペニア予防

加齢に伴う筋量と筋機能の低下は、ラテン語で筋肉の減少を意味する「サルコペニア」と呼ばれ、筋力の低下により日常の身体動作が困難になったり、転倒の危険性が増したりと、要介護へのリスクが高まる。サルコペニアは、年齢とともに誰もが直面する問題であり、サルコペニア対策の確立は、超高齢社会を迎えた日本にとって介護予防の観点からも急務である。

筋肉を構成する筋線維には速筋と遅筋があり、収縮張力が大きいのが速筋線維で、つまずいたときにとっさに反応して転倒を回避できるのもまた速筋線維の働きである。筋肉の萎縮を抑制するには速筋を鍛えるのが有効で、運動による筋肥大を引き起こすためには、ダンベルや自分の体重などによって筋肉に負荷をかけるレジスタンストレーニングが効果的だ。

レジスタンストレーニングによる筋肥大効果を最大限引き上げるためにも、食事による適切なタンパク質摂取は必須だが、高齢者は若者と同じ食事を取っていても、筋タンパク質合成の反応性が鈍いため、食事の取り方にも工夫が必要となる。例えば高齢者は、タンパク質を構成するアミノ酸の中でもロイシンの含有量が多いアミノ酸でのみタンパク質同化作用が刺激されることが報告されているため、糖質を含まずロイシン高配合のサプリメントを食事とは別のタイミングで摂取するのが効果的と考えられる。

今後、年齢差や個人差が生じる原因について更なる研究を進め、個人に合わせた食生活と運動習慣の提案をすることで、サルコペニアの予防および改善に繋がる効果が期待される。

◇がん増殖のメカニズムと筋肥大の意外な共通点

がん細胞の増殖をヒントに筋肉が増強するメカニズムを探ってみると、運動をしたときの筋肉はがん細胞が増殖するときと同じような環境になっていることが分かってきた。筋肉が収縮するとがん遺伝子として知られる c-Myc という転写因子や、がん代謝物として知られる 2 ヒドロキシグルタル酸が増加する。

また、タンパク質の合成促進に関わる「mTORC1」（mechanistic target of rapamycin complex 1）というタンパク質複合体は、名前の通り、抗がん剤、免疫抑制剤として用いられている「ラパマイシン」が標的にするタンパク質キナーゼで、がん細胞内でも活性化してがん細胞の増殖に深く関与している。mTORC1 シグナルの実体や、mTOR が活性化する経路を研究することで、筋肥大のメカニズムとともに、がんのメカニズムの解明にも一役買うことが期待される。



国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産学官連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。